

命 令 書

申 立 人 紅屋労働組合

被申立人 紅屋商事株式会社

主 文

被申立人紅屋商事株式会社は、申立人紅屋労働組合の組合員に対し支給した昭和 50 年度夏季賞与につき、各組合員の人事考課率に 40%を加算した人事考課率によって再計算した金額と既に支給した金額との差額およびこれに対する昭和 50 年 8 月 2 日以降完済に至るまで年 5 分の割合による金員を同人らにそれぞれ支払わなければならない。

理 由

第 1 認定した事実

1 当事者

- (1) 被申立人紅屋商事株式会社(以下「会社」という。)は、肩書地に本店(青森店)を置き、弘前市に弘前店をもつ大型小売店舗で、総合衣料、食品、日用品等の小売を業とする会社であり、弘前店の従業員は約 200 名である。
- (2) 申立人紅屋労働組合(以下「組合」という。)は、昭和 49 年 12 月 21 日結成され、会社弘前店の従業員を主体に組織する労働組合であり、本件申立て時の組合員は 70 余名で、弘前地方労働組合会議及び青森県労働組合会議に加盟している。

なお、会社には申立人組合のほか昭和 50 年 1 月中旬頃結成された本店の従業員を主体に組織するゼンセン同盟紅屋商事労働組合(以下「ゼンセン紅屋労組」という。)があり、本件申立て時の弘前店の組合員は約 40 名である。

2 昭和 50 年度夏季賞与

- (1) 申立人組合員に対する夏季賞与については、昭和 50 年 7 月 26 日、申立人組合と会社間の団体交渉で妥結し、翌 27 日に確認書を取り交わし、8 月 1 日に別表 1 のごとく支給された。

一方、ゼンセン紅屋労組は、7 月 23 日の会社との団体交渉で妥結し、7 月 26 日に別表 2 のごとく支給された。

- (2) 確認書では賞与の支給方法は就業規則によることとし、その算式は次のとおりとなっている。

賞与＝基本給×成果比例配分率×人事考課率×出勤率

このなかの成果比例配分率は1.8ヶ月とした。

3 組合の結成後の労使関係

本件申立ての前に、昭和50年1月30日申立ての昭和50年(不)第3号として支配介入事件が係属し、本件審査の過程に昭和51年(不)第11号として昭和50年度冬季賞与の差別是正、昭和51年(不)第14号として不当配転の取消し、昭和51年(不)第16号として副委員長の出勤停止処分の撤回の申立てがなされ、現在係属中である。そのほか組合書記長の解雇事件として3件の係属があり、そのうち2件は救済命令が交付されたが中労委に再審事件として係属し、第3次解雇が昭和51年(不)第15号として当委員会に係属中である。

以上のとおり、現在当委員会に6件の係属事件があり、当該労使の関係は異常な対立状態にある。

第2 判断及び法律上の根拠

- 1 申立人は、昭和50年度夏季賞与の申立人組合員の支給率は、平均で基本給の0.974ヶ月であり、ゼンセン紅屋労組員の支給率1.6ヶ月に比べ格段と低い率となっており、その原因は考課の差別によるもので、考課率の差が40以上となっている。これは組合結成後、会社が組合を敵視し、圧力を加える等ゼンセン紅屋労組の育成を図るため支配介入し、不当に差別取扱いしたものである、と主張し、会社は、申立人組合員とゼンセン紅屋労組員との支給率に格差が生じたのは、公平に人事考課した結果であり、また申立人組合は企業破壊分子の集団である、と主張するので以下判断する。

- (1) 当委員会の調査によれば、昭和48年度の冬季賞与、昭和49年度の夏季及び冬季の賞与を現在の申立人組合員とゼンセン紅屋労組員とに仕分けすると別表3の①及び②のとおりとなる。これによってみると各季賞与における支給率は平均で両組合間にほとんど差はなく、むしろ申立人組合員である者の平均が若干高い率となっていることが窺われ、昭和50年度夏季賞与の支給率については、前記認定の別表1、2のとおり申立人組合員とゼンセン紅屋労組員とでは著しい格差が生じていることは明白である。これを図表にすると別表4のとおり一層明らかとなる。
- (2) 昭和50年度夏季賞与が昭和49年11月21日から昭和50年5月20日迄の勤務成績等を勘案することになっているが、昭和49年12月の組合結成を契機として申立人組合員が突如として成績が悪くなったとは考えられず、また同時に

ゼンセン紅屋労組員に比べ申立人組合員全員の成績が極端に悪くなったことも到底考えられないことである。

- (3) ところで、申立人組合員の支給率が低位にある原因についてみると、前記認定した賞与の算式から、考課の評価にあると考えられる。

この点について、会社は、支給率は公平なる人事考課の結果であり、申立人組合員の昭和 50 年 5 月 18 日のストライキや若干名についての成績不良を主張するが、人事考課率についてみるとゼンセン紅屋労組員が最高 120、最低 90 と評価され、考課率の平均は 101 であり、その分布状況をみると、120 が 2 名 (5%)、110 が 8 名 (22%)、100 が 15 名 (40%)、95 が 8 名 (22%)、90 が 4 名 (11%) となっている。

これに比べ、申立人組合員は最高 80、最低 50 と評価され、最低の 50 に評価されている者が実に 50%強(31 名)と片寄り過ぎており、また最高の評価をうけた者でもゼンセン紅屋労組員の最低よりも低い評価をうけており、考課率の平均は 58 で、ゼンセン紅屋労組員の平均との差は 43 となっている。

このように、申立人組合員が 80～50、ゼンセン紅屋労組員が 120～90 と評価が二分されたことは、会社が一定の評価基準に基づき客観的に評価したのかははなはだ疑問である。因みに、申立人組合が結成される前の昭和 49 年度夏季及び冬季に係わる賞与についてみると(昭和 48 年度冬季賞与には考課制度はなかった。)夏季においては

別表 1 申立人組合員の昭和 50 年度夏季賞与支給一覧表

番号	氏名	考課率	総支給率	賞与支給額	番号	氏名	考課率	総支給率	賞与支給額
1	X1	50	0.87	70,946	32	X32	70	1.13	80,066
2	X2	50	0.86	69,924	33	X33	70	1.04	70,777
3	X3	60	0.99	88,441	34	X34	50	0.88	57,271
4	X4	50	0.85	73,915	35	X35	50	0.89	63,006
5	X5	60	0.91	75,284	36	X36	60	1.06	69,217
6	X6	50	0.87	76,107	37	X37	70	1.24	80,753
7	X7	60	1.05	99,727	38	X38	50	0.82	59,356
8	X8	50	0.68	48,308	39	X39	73	1.35	89,100
9	X9	50	0.84	63,247	40	X40	60	0.97	69,165
10	X10	50	0.36	73,915	41	X41	50	0.82	56,059
11	X11	80	1.87	123,523	42	X42	60	1.00	65,286
12	X12	50	0.77	58,183	43	X43	30	1.04	70,869

番号	氏名	考課率	総支給率	賞与支給額	番号	氏名	考課率	総支給率	賞与支給額
13	X13	50	0.84	64,449	44	X44	60	1.08	70,200
14	X14	80	1.44	115,056	45	X45	50	0.89	57,681
15	X15	50	0.86	62,078	46	X46	50	0.90	58,500
16	X16	50	0.84	76,167	47	X47	50	0.86	56,043
17	X17	80	1.35	112,664	48	X48	50	0.77	55,017
18	X18	50	0.84	59,427	49	X49	50	0.87	59,058
19	X19	50	0.90	62,100	50	X50	60	1.05	71,383
20	X20	70	1.12	72,727	51	X51	50	0.83	56,487
21	X21	50	0.89	63,892	52	X52	50	0.71	48,409
22	X22	90	1.38	95,186	53	X53	60	1.03	67,251
23	X23	50	0.85	56,923	54	X54	60	0.99	67,270
24	X24	70	1.15	83,099	55	X55	60	1.03	70,355
25	X25	50	0.88	63,439	56	X56	60	1.03	69,841
26	X26	60	1.00	61,268	57	X57	60	0.82	56,034
27	X27	70	1.20	85,075	58	X58	70	1.22	72,258
28	X28	60	1.08	72,360	59	X59	50	0.62	36,851
29	X29	50	0.82	59,356	60	X60	60	1.40	82,580
30	X30	50	0.82	63,452	平均		58	0.98	
31	X31	50	0.85	61,171					

別表2 ゼンセン紅屋労組員の昭和50年度夏季賞与支給一覧表

番号	氏名	考課率	総支給率	賞与支給額	番号	氏名	考課率	総支給率	賞与支給額
1	X61	90	1.62	158,760	20	X80	110	1.95	128,849
2	X62	110	1.98	157,014	21	X81	110	1.98	142,560
3	X63	90	1.62	127,170	22	X82	95	1.10	76,103
4	X64	100	1.80	156,600	23	X83	100	1.77	127,785
5	X65	110	1.91	184,573	24	X84	95	1.52	107,812
6	X66	95	1.71	149,967	25	X85	100	1.74	123,327
7	X67	100	1.75	125,971	26	X86	120	2.16	155,520
8	X68	100	1.79	116,181	27	X87	100	1.69	119,748
9	X69	110	1.98	158,202	28	X88	95	1.69	121,396
10	X70	110	0.50	36,209	29	X89	100	1.80	153,540

番号	氏名	考課率	総支給率	賞与支給額	番号	氏名	考課率	総支給率	賞与支給額
11	X71	100	1.77	127,786	30	X90	95	1.67	118,860
12	X72	100	0.41	27,027	31	X91	120	2.08	147,992
13	X73	110	1.84	132,580	32	X92	110	1.97	139,595
14	X74	95	0.71	47,798	33	X93	100	1.67	118,854
15	X75	95	1.70	115,465	34	X94	100	1.77	126,010
16	X76	100	0.42	31,821	35	X95	90	1.26	85,594
17	X77	100	1.76	131,283	36	X96	90	1.56	106,304
18	X78	95	1.71	114,570	37	X97	100	1.80	117,000
19	X79	100	1.19	89,965	平均		101	1.60	

別表3の① 申立人組合員の昭和48年度冬季、昭和49年度夏季及び冬季賞与支給一覧表(その1)

番号	氏名	昭和48年12月			昭和49年7月			昭和49年12月			昭和50年7月 (別表1と同じ)		
		考課率	総支給率	賞与支給額	考課率	総支給率	賞与支給額	考課率	総支給率	賞与支給額	考課率	総支給率	賞与支給額
1	X1		1.04	52,000		1.00	65,000	90	1.60	113,600	50	0.87	70,946
2	X2		1.10	55,000		1.00	65,000	90	1.60	113,600	50	0.86	69,924
3	X3		1.80	106,000	100	1.80	138,060	85	1.70	138,890	60	0.99	88,441
4	X4		1.61	90,000	100	1.80	131,040	90	1.80	160,040	50	0.85	73,915
5	X5		1.67	100,000	100	1.67	116,923	90	1.71	128,000	60	0.91	75,284
6	X6		1.02	94,000	100	1.79	125,844	95	1.89	148,000	50	0.87	76,107
7	X7		1.85	120,000	105	1.89	151,800	90	1.80	153,000	60	1.05	99,727
8	X8										50	0.68	48,308
9	X9		1.83	95,000	100	1.76	107,274	95	1.79	113,000	50	0.84	63,247
10	X10		1.75	106,000	100	1.78	138,044	95	1.90	123,000	50	0.85	73,915
11	X11		1.94	120,000	100	1.76	140,689	100	1.90	157,700	80	1.87	123,523
12	X12		1.75	77,000	100	1.79	107,352	95	1.79	123,000	50	0.77	58,183
13	X13		1.94	75,000	100	1.58	94,824	100	2.00	130,000	50	0.84	64,449
14	X14		1.54					95	1.80	117,000	80	1.44	115,056
15	X15		1.60		100	1.66	89,618	100	2.00	113,000	50	0.86	62,078
16	X16				100	1.80	124,080	95	1.70	145,000	50	0.84	76,167

番号	氏名	昭和48年12月			昭和49年7月			昭和49年12月			昭和50年7月 (別表1と同じ)		
		考課率	総支給率	賞与支給額	考課率	総支給率	賞与支給額	考課率	総支給率	賞与支給額	考課率	総支給率	賞与支給額
17	X17				100	1.68	117,662				80	1.35	112,664
18	X18				100	1.79	167,352	90	1.70	107,000	50	0.84	59,427
19	X19							95	1.62	79,040	50	0.90	62,100
20	X20		1.73	70,500	105	1.36	67,840	95	1.52	80,560	70	1.12	72,727
21	X21		1.45	68,000	105	1.35	76,871	95	1.52	94,240	50	0.89	63,892
22	X22							100	1.50	84,800	90	1.38	95,186
23	X23							90	1.57	71,140	50	0.85	56,923
24	X24				95	1.22	60,762	95	1.44	79,420	70	1.15	83,099
25	X25		1.33	59,800	105	1.37	77,805	95	1.52	94,240	50	0.88	63,439
26	X26							80	1.22	60,800	60	1.00	61,268
27	X27				100	1.30	65,000	90	1.44	79,200	70	1.20	85,075
28	X28										60	1.08	72,360
29	X29		1.26	54,000	100	1.26	66,970	90	1.44	83,520	50	0.82	59,356
30	X30		1.32	59,400	105	1.37	75,075	100	1.60	94,400	50	0.89	63,452
31	X31		1.37	59,100	105	1.37	70,980	100	1.52	88,160	50	0.85	61,171
32	X32		1.25	53,600	105	0.61	52,338	85	1.16	67,050	70	1.13	80,066
33	X33				105	1.37	68,230	90	1.44	79,200	70	1.04	70,777
34	X34										50	0.88	57,271
35	X35		1.29	48,400	100	1.29	64,610	85	1.36	74,800	50	0.89	63,005
36	X36										60	1.06	69,217
37	X37										70	1.24	80,753
38	X38		1.22	50,000	100	1.24	63,316	90	1.30	71,280	50	0.82	59,356

別表3の① 申立人組合員の昭和48年度冬季、昭和49年度夏季及び冬季賞与支給一覧表(その2)

番	氏	昭和48年12月	昭和49年7月	昭和49年12月	昭和50年7月 (別表1と同じ)
---	---	----------	---------	----------	---------------------

		考課率	考課率	総支給率	賞与支給額	考課率	総支給率	賞与支給額	考課率	総支給率	賞与支給額	考課率	総支給率
39	X39										75	1.35	89,100
40	X40		1.11	42,000	105	1.31	63,964	90	1.47	76,270	60	0.97	69,165
41	X41				105	1.33	66,339	90	1.30	71,280	50	0.82	56,059
42	X42										60	1.00	65,286
43	X43				100	1.29	64,610	90	1.30	71,280	60	1.04	70,869
44	X44										60	1.08	70,200
45	X45										50	0.89	57,681
46	X46										50	0.90	58,500
47	X47										50	0.86	56,043
48	X48				105	1.36	67,840	85	1.16	61,270	50	0.77	55,017
49	X49				100	1.29	64,610	90	1.37	75,240	50	0.87	59,058
50	X50				95	1.21	60,329	90	1.44	79,200	60	1.05	71,383
51	X51				100	1.26	62,792	90	1.30	71,230	50	0.83	56,487
52	X52				100	1.19	59,605	75	0.90	49,500	50	0.71	48,409
53	X53										60	1.03	67,251
54	X54							90	1.44	79,200	60	0.99	67,270
55	X55				105	1.36	67,840	90	1.44	79,200	60	1.03	70,355
56	X56				100	1.28	63,960	85	1.36	74,800	60	1.03	69,841
57	X57		1.24	51,000	100	1.24	62,075	90	1.30	71,280	60	0.82	56,034
58	X58				100	1.29	51,688	85	1.30	59,430	70	1.22	72,258
59	X59				100	1.28	51,376	85	0.96	44,060	50	0.62	36,851
60	X60				95	1.22	48,609	85	1.16	53,180	60	1.40	82,580
平均			1.48		101	1.42		87	1.51		58	0.98	

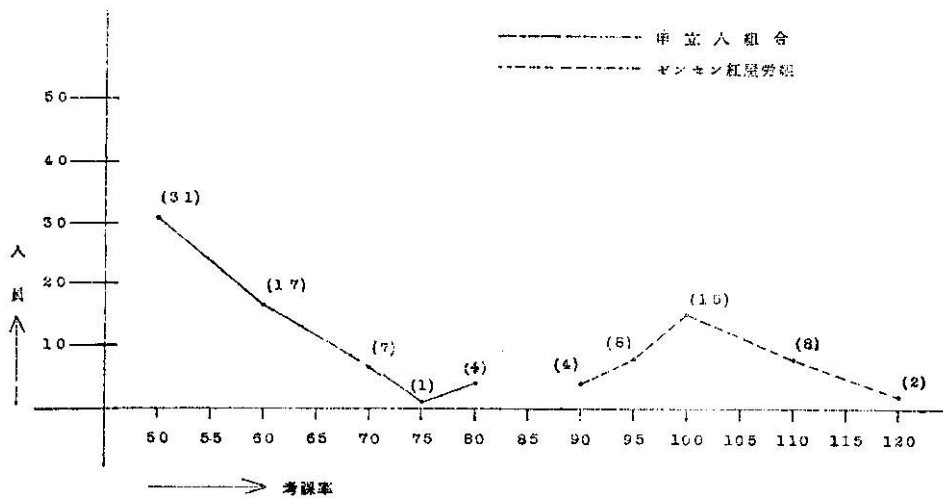
別表3の② ゼンセン紅屋労組員の昭和48年度冬季、昭和49年度夏季及び冬季賞与支給一覧表

番号	氏名	昭和48年12月			昭和49年7月			昭和49年12月			昭和50年7月 (別表2と同じ)		
		考課率	総支給率	賞与支給額	考課率	総支給率	賞与支給額	考課率	総支給率	賞与支給額	考課率	総支給率	賞与支給額
1	X61		2.11	118,000	100	1.75	125,929	100	2.00	164,000	90	1.62	158,760
2	X62							95	1.90	123,000	110	1.98	157,014
3	X63		1.46	80,000	100	1.76	108,153	90	1.61	115,000	90	1.62	127,170
4	X64				100	1.78	124,488	95	1.89	142,000	100	1.80	156,600
5	X65				100	1.80	127,800	100	2.00	152,000	110	1.91	184,573
6	X66				105	1.68	129,360	90	1.71	140,000	95	1.71	149,967
7	X67										100	1.75	125,971
8	X68										100	1.79	116,181
9	X69		1.61	75,700	105	1.37	85,995	95	1.52	103,360	110	1.98	158,202
10	X70				100	0.95	41,850	90	1.44	75,320	110	0.50	56,209
11	X71		1.19	50,000	100	1.26	64,045	90	1.30	63,680	100	1.77	127,785
12	X72							80	0.77	39,900	100	0.41	27,027
13	X73		1.24	56,000	105	1.36	73,267	96	1.52	89,680	110	1.84	132,580
14	X74										95	0.71	47,798
15	X75							90	1.37	68,400	95	1.70	115,465
16	X76		1.56	70,000	105	1.33	76,015	85	1.16	68,290	100	0.42	31,821
17	X77		1.56	70,000	105	1.33	76,016	90	1.23	75,880	100	1.76	131,283

番号	氏名	昭和 48 年 12 月			昭和 49 年 7 月			昭和 49 年 12 月			昭和 50 年 7 月 (別表 2 と同じ)		
		考課率	総支給率	賞与支給額	考課率	総支給率	賞与支給額	考課率	総支給率	賞与支給額	考課率	総支給率	賞与支給額
18	X78										95	1.71	114,570
19	X79		1.45	71,000	105	1.30	78,214	100	0.48	31,200	100	1.19	89,965
20	X80							95	1.44	75,090	110	1.95	128,849
21	X81										110	1.98	143,560
22	X82										95	1.10	76,103
23	X83										100	1.77	127,785
24	X84		1.24	51,000	95	1.24	65,455	75	0.90	52,200	95	1.52	107,812
25	X85		1.36	57,000	100	0.94	48,874	75	0.90	52,200	100	1.74	123,327
26	X86		1.38	60,800	105	1.37	72,345	100	1.60	92,800	120	2.16	155,520
27	X87		1.18	50,700	105	1.55	71,470	90	1.44	83,520	100	1.69	119,748
28	X88		1.56	70,000	100	1.26	66,557	95	0.76	40,280	95	1.69	121,396
29	X89		1.54	60,000	105	1.37	92,820	100	1.60	113,000	100	1.80	153,640
30	X90		1.32	64,000	100	1.28	66,788	90	1.37	77,980	95	1.67	118,860
31	X91		1.22	30,000	100	1.21	61,857	95	1.37	76,800	120	2.08	147,992
32	X92		1.38	59,600	105	1.33	68,992	90	1.15	63,360	110	1.97	139,595
33	X93		1.27	52,000	100	1.28	65,504				100	1.67	118,854
34	X94				105	1.34	75,873	90	1.44	83,520	100	1.77	126,010
35	X95				100	1.28	63,960	95	1.44	79,400	90	1.26	85,594
36	X96				105	1.35	67,431	95	1.52	83,600	90	1.56	106,304

番号	氏名	昭和 48 年 12 月			昭和 49 年 7 月			昭和 49 年 12 月			昭和 50 年 7 月 (別表 2 と同じ)		
		考課率	総支給率	賞与支給額	考課率	総支給率	賞与支給額	考課率	総支給率	賞与支給額	考課率	総支給率	賞与支給額
37	X97										100	1.80	117,000
平均			1.42		102	1.37		92	1.39			101	1.60

別表4 昭和50年慶夏季賞与の組合別人事考課分布図



105～95、冬季においては100～75の範囲内で評価されており、両組合別に仕分けしてみてもその差はほとんど認められないことから必ずしも公平な人事考課の結果であるとの会社の主張を信用することはできない。

また、会社が主張する申立人組合の若干名の成績不良者についてもそれを全面的に信用するに足る立証がない。

- (4) 更に会社は申立人組合を企業破壊分子の集団であると主張しており、このような組合の評価に基づいてゼンセン紅屋労組と賞与支給の考課率を集团的に区分したものと認めざるを得ない。申立人組合が企業破壊分子の集団であるかどうかは会社提出の準備書面及び審問の経過からして会社の主観とみられる部分が多く、企業破壊分子の集団と断ずることは困難である。少なくとも前記認定した事実の3のとおり労使関係が異常な対立状態にあることを考え合わせると会社の申立人組合に対する不当な評価によって人事考課がなされたといわざるを得ない。
- (5) なお、昭和50年7月27日付の確認書では、「人事考課に関する適用方法は会社の任意とし」とあるが、これとて作為的に公平を欠く人事考課が許されると解することはできない。

以上総合的に考慮した場合、本件については申立人組合員に対する差別取扱いであると認めざるを得ない。

- 2 従って、本件は労働組合法第7条第1号、第3号に該当する不当労働行為であるので、会社は申立人組合員等が当然受けるはずであった賞与の未払い分及びこれに対する遅延損害金相当額を付加して支払う義務がある。

よって、当委員会は、労働組合法第 27 条及び労働委員会規則第 43 条を適用して主文のとおり命令する。

昭和 51 年 7 月 24 日

青森県地方労働委員会

会長 相 内 禎 介 ⑩